

事 務 連 絡

平成 27 年 10 月 13 日

一般社団法人全国住宅産業協会 担当者 殿

国土交通省土地・建設産業課不動産課

タリバーン関係者等との一定の取引の制限について

標記について、警察庁警備局長より、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）に関して、別添のとおり周知依頼がありました。

国際テロリスト財産凍結法は、タリバーン関係者等の国際テロリストとの一定の国内取引を制限すること等を内容として、平成 27 年 10 月 5 日に施行されました。同法第 15 条では、何人も、都道府県公安委員会の許可を受けていない国際テロリストを相手方として、同法第 9 条に規定する土地、建物、金銭等の贈与、売却等の対価の支払い等をしてはならないと規定されていますので、不動産取引時においてご注意くださいようお願いいたします。なお、犯罪収益移転防止法とは異なり、国際テロリストとの取引に該当するか否かについての確認義務は規定されておられません。したがって、国際テロリストとの取引を確認するにあたっては、犯罪収益移転防止法に基づく措置以上のものは求められておられません。

また、タリバーン関係者等の国際テロリストに関しては、国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件（平成 13 年 9 月 22 日付け外務省告示第 332 号）により告示されておりますが、国際テロリスト財産凍結法施行後は、外務省告示と同一の内容が国家公安委員会から告示されることとなります。施行日現在のタリバーン関係者等の国際テロリスト一覧は警察庁ホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

つきましては、上記内容に関しまして、貴団体加盟会員に周知頂きますとともに、国際テロリスト財産凍結法の規定を遵守頂きますよう、よろしく申し上げます。

【参考】

警察庁ホームページ：<https://www.npa.go.jp/keibi/zaisantouketu/index.html>

国土交通省大臣官房建設流通政策審議官 殿

警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等との一定の取引の制限について

「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件」（平成 13 年 9 月 22 日付け外務省告示第 332 号）により指定されたタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られているほか、当該タリバーン関係者等を含む国際テロリストについては、これまでも、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 288 号。以下「外為法」という。）に基づき一定の対外取引が規制されてきたところです。

このたび、外為法の規制の対象外であった上記タリバーン関係者等の国際テロリストとの一定の国内取引を制限すること等を内容とする国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）が施行されました。それに伴い、「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定により国際テロリストを公告する件」（平成 27 年 10 月 5 日付け国家公安委員会告示第 31 号。警察庁ホームページ参照。）を公示しました。本告示は、上記外務省告示と同一の者を公告するものであるところ、貴殿にありましては、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、犯罪収益移転防止法第 2 条第 2 項に規定する特定事業者に対し、国際テロリスト財産凍結法の内容等を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願います。

- ※ 上記外務省告示と国家公安委員会告示は同一の内容ですが、項目名及び配列が異なりますのでご注意ください（外務省告示では欠番が生じておりますが、国家公安委員会告示ではこうした欠番を排除するなどの調整を行ったことによるものです）。
- ※ 国際テロリスト財産凍結法は、外為法や犯罪収益移転防止法と異なり、国際テロリストとの取引に該当するか否かについての確認義務等を規定しておりません。したがって、特定事業者が国際テロリストとの取引を確認するに当たって、外為法及び犯罪収益移転防止法に基づく措置以上のものを求めるものではありません。

【国際テロリスト財産凍結法の概要】

別紙のとおり

国際テロリストの財産凍結法の概要（平成27年10月5日施行）

1 FATF勧告の概要

安保理決議に従い、**国際テロリストの財産を遅滞なく凍結する等の措置を講ずること**

我が国に対する評価

◆ 対外取引 → 外為法 ○

◆ 国内取引 → 規制なし×

2 安保理決議の内容

以下の**国際テロリストの財産を遅滞なく凍結する等の措置を講ずること**

第1267号決議及び後継決議	第1373号決議
安保理制裁委員会が指定 ●アル・カーイダ関係者 ●タリバーン関係者	決議に基づき各国が指定 ●センデロ・ルミノソ ●コロンビア革命軍 等

3 法律の概要

知らない間に国際テロリストを相手方として取引を行った場合は処罰されない（情報提供・行政命令を前置）

公告

指定

外為法で規制される者の範囲に限定

公告

公安委員会

許可制

提出命令
（仮領置）

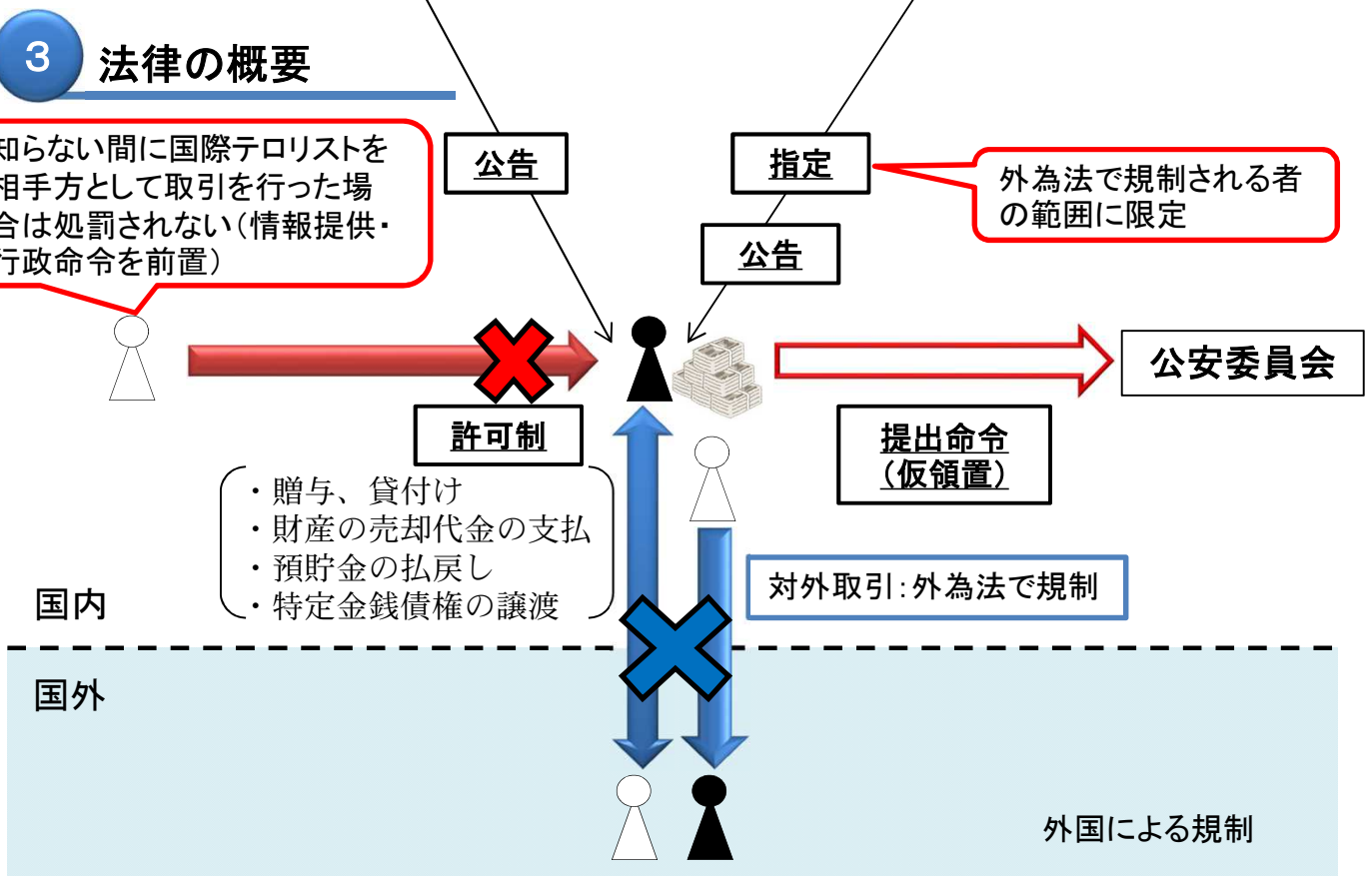
- ・贈与、貸付け
- ・財産の売却代金の支払
- ・預貯金の払戻し
- ・特定金銭債権の譲渡

対外取引：外為法で規制

国内

国外

外国による規制



国際テロリストの財産凍結法の概要（平成27年10月5日施行）

1 規制対象財産

【法第9条】

金銭
有価証券
貴金属等
土地、建物
自動車



【施行令第4条】

前払式支払手段
手形
小切手
船舶
航空機

※いずれも、その価額が1万5,000円を超えるものに限る
(法第9条、施行令第5条)

2 規制対象行為

【法第9条】

国際テロリストが

- 規制対象財産の贈与を受けること
 - 規制対象財産の貸付けを受けること
 - 規制対象財産の売却等の対価の支払を受けること
 - 預貯金等債務の履行を受ける（預貯金口座からの預貯金の引出し、送金等）こと
 - 特定金銭債権（法第9条第3号及び第4号においてその債務の履行を受けることが制限されている金銭債権）を譲渡すること
- をするとき、都道府県公安委員会の許可が必要

【法第15条】

何人も、国際テロリストを相手方として、規制対象財産の贈与、貸付け、売却等の対価の支払、預貯金等債務の履行をしてはならない。ただし、国際テロリストが許可証を提示した場合は、この限りではない。

3 その他のポイント

- 国際テロリストを公告する国家公安委員会告示は、原則として、外務省告示と同内容である。
- 国際テロリストに関する情報に変更があった場合等は、実質的に同内容の国家公安委員会告示と外務省告示が、同時に出される。
- 外為法や犯罪収益移転防止法と異なり、事業者による取引の相手方の確認方法等に関する規定はない。したがって、**事業者に対し、外為法、犯罪収益移転防止法に基づく措置以上のものを求めるものではない。**
- 仮に、法第15条に違反した場合であっても、まず、都道府県公安委員会から情報提供が行われる（法第21条）。それでも、なお、法第15条に違反するおそれがある場合には、行政命令が行われ（法第22条）、当該行政命令に違反した場合に罰則が科される。
- 現在、国際テロリストが我が国にいるという情報は把握していない。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の概要

1 公告及び指定

- (1) 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが同決議等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、その者の氏名又は名称その他の事項を公告する。
- (2) 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次のいずれにも該当する者を、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして指定し、その氏名又は名称その他の事項を公告する。
 - ア 外国為替及び外国貿易法第十六条第一項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者又は非居住者等であるとしたならば、同項の規定により許可を受ける義務を課せられることとなる者
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (ア) 公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であって、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの等
 - (イ) 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置がとられている者

2 行為の制限等

- (1) 1により公告されている者は、一定の財産の贈与を受けること等の行為をしようとするときは、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。
- (2) 何人も、1により公告されている者が(1)の許可を受けていないときは、その者がする(1)の行為の相手方となってはならない。
- (3) 都道府県公安委員会は、1により公告されている者に対し、その者が所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することができる。

3 その他

違反行為に対する命令又は罰則を設けるほか、所要の規定の整備を行う。

4 施行期日

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。